令和5年度介護給付適正化事業PDCAシート

保険者名	土佐町

ご担当者	所属	健康福祉課	
	氏名	筒井　智輝	

	重点的に取り組む事業	事業 内容 記載方法等	計画(P) 実施計画 記載時期：年度当初 記載内容：実施計画 （実施する内容、実施時期、実施体制など）	数値目標 記載時期：年度当初 記載内容：実施計画の数値目標 （回数や実施率など）	実施する理由（背景） 記載時期：年度当初 記載内容：実施計画を実施する理由（背景） 実施計画を実施する目的	実施上の課題等 記載時期：年度当初 記載内容：実施計画を実施するにあたり、想定される課題など	実行(D) 実施計画に対する実績 記載時期：年度末 記載内容：実施計画に対する実施状況	数値実績 記載時期：年度末 記載内容：数値目標に対する実施数値	評価(C) 実施後の分析、検証 記載時期：年度末 記載内容：実施後の分析、検証結果 （事業を実施した結果分かったこと及び検証結果など）	改善(A) 変更計画 記載時期：年度末 記載内容：実施後の分析、検証結果をもとに必要に応じて変更した実施計画	実施上の課題等 記載時期：年度末 記載内容：変更計画を実行するに当たり、想定される課題など
①		要介護認定の適正化 （要介護認定調査の事後点検）	・記入漏れがないか、選択項目と特記事項に整合性があるか、主治医意見書と整合性があるかを確認する。	直営分の認定調査 100% 委託分の認定調査100%	・整合性のある内容の審査会資料を作成し、提供し、被保険者の状態を適正に判断できる環境を整備するため。 ・また、指摘のあった内容を見直す事で、今度の資料作成に活かせるようにする。	確認を行うにあたって、事務量が増加する	認定調査票・特記事項の記入内容について、包括支援センター職員（第3者）が、その方の実情に応じた内容であるか・伝わりやすく記入しているか等を確認した。再度確認が必要な際には、家族・本人・事業者等に連絡を取り、再度確認を行っていた。また、審査会においても伝わりやすい内容の記載に努めた。	直営分の認定調査 100% 委託分の認定調査100%	介護保険認定審査判定委員会において、審査員に被保険者の状況がより分かりやすく伝わるような記載を心がける事ができた。	計画の変更は行っていない。現行どおりの実施で問題ないと考えている。	
		要介護認定の適正化 （一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者内の合議体格差等についての分析）	・二次判定での変更の傾向を把握するとともに、合議体間を比較する。	年１回実施	・合議体間でのばらつきが生じると不利益を被る方が発生する懸念がある。 ・懸念を払拭するため、合議体格差を把握する必要がある。	広域審査会であるため、他市町村との調整が必要になる。	二次判定での変更については把握し、課内・包括支援センターとは情報共有できたものの、審査会との共有・データの検証・是正までは至らなかった。		分析の実施・是正まで至らなかった。他市町村、審査会側のと調整も行うことができなかった。 業務の中に組み込む事が出来ず、二次判定時の変更について情報共有を行う事しか出来なかった。現在の業務の中で行っていく工夫が必要である。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
②		ケアプランの点検	・区分支給限度基準額の8割以上利用している事例を点検する。 ・ケアマネジャーが作成に困難を感じている点がないか等、点検を行う。 ・書類点検については、「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、管内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員全員から1件ずつ取り寄せて実施する。 ・ヒアリングについては、「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、管内の居宅介護支援事業所から1件ずつ抽出して行う。 ・点検の結果を地域包括支援センター等と共有し、地域でのケアマネジャーの育成に繋げていく。	書類点検４件 ヒアリング２件	・ケアプラン作成に困難を感じる点等の聞き取りを行い、課題の改善に向けて話し合う事で、より適正なサービスの活用に繋げる。	ケアプラン点検マニュアルの活用、対象者（被保険者）についての情報収集。書類点検・ヒアリングを実施する担当のスキルアップ。	３事業所３名のケアマネージャーからケアプランを提出してもらい、面談を実施した。提出されたプランや困難事例等について直接聞き取りを行った。	書類点検　３件 ヒアリング　３件	各ケアマネジャーの記入（基本情報等）の傾向等の確認が出来た。家族との連携についてや、ご本人の意見等、記入していないプランもいくつかあった。面談にて各被保険者の実情等を聞き取りし、今後の課題解決・プランの方向性についても聞き取る事が出来た。ケアマネジャーごとに、問題解決に対して捉え方やアプローチ方法が異なるため、沿った聞き取りや指導が必要と考える。	計画の変更は行っていない。現行どおりの実施で問題ないと考えている。	
③		住宅改修等の点検 （住宅改修の点検）	・受給者、家族、担当ケアマネンヤーに、生活の実態や困っている点を聴き、実際に現地確認を行う。 ・在宅で生活を続ける本人・家族の意向を可能な限り尊重した改修ができるよう調整する。 ・理由書から、生活状態に見合った改修か点検する。 ・住宅改修後は、提出された写真等で確認が困難な場合、訪問して適正な改修であるか確認する。	＜施工前＞ 書類等による点検100% 訪問調査による点検100% ＜施工後＞ 書類等による点検100% 訪問調査による点検100%	・自立して在宅生活を送るために本当に必要な改修か、本人や家族の生活に沿ったものであるかを確認するため。	日程調整（現地確認の際）、住宅改修工事に関する知識（工事方法や部品等の値段の相場について等）	保険者が実施前に現地確認を行った。本人・家族・ケアマネジャー、時には入院先のリハビリ関係職員の意向を聞く事ができたため、本人等の意向に沿った改修が出来たと考える。	＜施工前＞ 書類等による点検100% 訪問調査による点検100% ＜施工後＞ 書類等による点検100% 訪問調査による点検0%	現地確認を行う事で、実際に在宅生活がしやすくなるか、適正な改修であるか、本人や家族の意向に沿った改修であるかを確認する事が出来た。支援の必要と段階に合わせた改修に繋げる事が出来た。	計画の変更は行っていない。現行どおりの実施で問題ないと考えている。	
		住宅改修等の点検 （福祉用具購入・貸与調査）	・申請書に記載されている「必要とする理由」を確認し（ケアプランが添付されている場合はケアプランの内容）、必要性について確認する。 ・受給者の身体状態に応じた福祉用具か、訪問調査や本人・家族、サービス担当者等に聞き取りを行い、用具の必要性を確認する。	書類等による点検100% 訪問・聞取り調査による点検100%	・受給者の身体の状態に応じており、受給者の生活上活用できる福祉用具が購入・貸与されているか確認するため。		被保険者の身体状況・実情に応じて、必要な福祉用具の購入・貸与であるかを理由書・ケアプランにて確認した。	書類等による点検100% 訪問・聞取り調査による点検0%	適正なサービス利用であるかの確認について書類の確認は行ったが、訪問による聞き取り調査による確認には至らなかった。	計画の変更は行っていない。現行どおりの実施で問題ないと考えている。	
④		縦覧点検・医療情報との突合 （縦覧点検）	国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託する。管内の事業所の介護支援専門員との関わりの中で、利用者の適正な利用に向けて支援ができるように協力していく。	事前提出書類等の点検：100%	・提供されたサービスの整合性や、算定回数・算定日数等の点検を行う事で、過誤処理の件数が多い事業所を把握する。	事務量の増加、指導・説明についての知識。	国保連合会から送付される「介護給付費縦覧審査」・「医療情報との突合審査」の結果通知書にて、過誤処理の行われた件数等を確認する事が出来た。	国保連合会に委託100%	適正化への具体的な取り組みに繋げる事が出来なかった。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
		ア「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」	一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と入所理由を確認する。	事前提出書類等の点検：100%			事前提出書類の提出無し。	事前提出書類等の点検：０%	計画を実行することが出来なかった。実施に向けて改善の必要性は感じているが、優先度は低く取り組むためには業務の簡素化が必要だと考える。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
		イ「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」	一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認する。	事前提出書類等の点検：100%			事前提出書類の提出無し。 保険者として、様式の指定や説明が出来ていない。	事前提出書類等の点検：０%	計画を実行することが出来なかった。実施に向けて改善の必要性は感じているが、優先度は低く取り組むためには業務の簡素化が必要だと考える。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
		ウ「居宅介護支援再請求等状況一覧表」	一覧表の内容を確認し、再請求の多い事業者を確認する。記載されている内容について分からない点がある場合に事業者に確認する。	一覧表の内容等の点検：100%			一覧表の内容確認を実施出来なかった。	一覧表の内容等の点検：０%	計画を実行することが出来なかった。実施に向けて改善の必要は感じているが、優先度は低く取り組むためには業務の簡素化が必要だと考える。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
		縦覧点検・医療情報との突合 （医療情報との突合）	・国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託する。 ・国保連合会から届く「介護給付費「縦覧審査」・「医療情報との突合審査」結果通知書で過誤処理が行われた件数、給付費を把握し、特に過誤処理が多く行われている事業所に対して、個別に説明や指導などを行い是正を図る。	国保連合会に委託100%	・医療と介護の重複請求が生じていないか確認が必要。	事務量の増加。	国保連から届く結果通知書の内容は確認することが出来た。過誤処理の行われた事業所に対し、個別説明や指導は行う事が出来ていない。	国保連合会に委託100%	マンパワー不足によって確認以上の作業を行うことが困難であることが分かった。 実施できるように業務の効率化を図りたい。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
⑤		介護給付費通知	・全受給者に対し、使用した全サービスについて通知する。（給付の内容が記載された通知書を送付する。） ・通知の内容がどういうものか理解しやすいように説明文を入れ、受給者が分かりやすいように工夫をする。	年２回実施	・介護サービス受給者本人・家族に、受給している介護給付費の実態を把握してもらうことを目的とする。	通知の内容が理解しにくい。	通知内容の説明を同封し通知した。	６月・12月の年２回実施	説明書を同封したことで通知内容の周知が進んだといえる。	計画の変更は行っていない。現行どおりの実施で問題ないと考えている。	
		国保連の適正化システムの活用	・システム利用方法を把握する。 ・システムにて効果的と思われる帳票を活用し、内容の確認を行う。 ・ケアプラン点検の対象者や事業者抽出に活用する。	帳票の内容確認100%	・不適切な可能性のある事業者等を抽出、確認		ケアプラン点検の際の対象者・事業者抽出に活用した。その際、帳票についても内容の確認をする事が出来た。	帳票の内容確認100% 活用するまでは渡らなかった。	マンパワー不足によって確認以上の作業を行うことが困難であることが分かった。 実施できるように業務の効率化を図りたい。	計画の変更ができていない。	人材不足のため業務量の見直しが必要。
		その他の適正化事業の取組									